

令和5年度

福祉の職場体験

やってみようよ福祉のおしごと

参加者募集

申込期間

令和6年

2月9日(金)
まで

体験人数

先着50名

今ここから始める
福祉のお仕事!!
職場体験から始める
マッチング



社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会

千葉県福祉人材センター

〒260-8508 千葉県千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター1F

TEL 043-306-2593 FAX 043-306-1281



福祉の職場体験とは

- 実際の福祉現場での業務を体験することにより、就職への動機づけ等にさせていただくことを目的としております。

参加対象者

- 福祉の仕事に興味・関心をもっている方
- 千葉県内の社会福祉施設・事業所等に就職を希望している方

例(このような人)

- 学校を卒業後、福祉・介護・児童関係の仕事がしてみたい。(中学、高校、短大、専門学校、大学に在学中の方)
- 以前ホームヘルパー等の仕事をしていたが、再び就職したい。(資格のある方)
- 他の分野で就労している(していた)が、福祉の仕事への転職を考えている。(転職を希望される方)



実施期間

- 令和5年5月1日(月)～令和6年2月29日(木)までです。
- 体験日は1日の体験となります。(1日概ね6時間程度です)
- 申込締切 令和6年2月9日(金)まで(必着)

体験内容

- オリエンテーション、体験スケジュールや施設概要の説明
- 座学(福祉の職場に必要な知識等の学習)
- 体験(利用者とのふれあい、見学等の現場体験等)
体験内容は各受け入れ施設・事業所によって異なります。



参加条件

- 職場体験参加者の資格は不問とし、給与は無給となります。
- 職場体験の参加は、原則1人1回限りです。(異なる事業区分の事業所への参加は可能)
- 体験場所への往復交通費や、体験期間中の食事などは実費負担となります。
- 職場体験の参加にあたり、全国社会福祉協議会の用意するボランティア行事用保険に、千葉県福祉人材センターから加入手続きをします。(当センターで負担します。)
- 千葉県福祉人材センターへ求職者登録をしていただきます。

留意事項

- 体験専念の義務・利用者の人権の尊重**
体験中は体験に専念し、施設の方針や担当職員の指示により行動してください。
施設は利用者にとっての生活の場であることを十分に認識し、利用者の人権を最大限に尊重してください。
- 個人情報を守る義務**
この体験において知り得た情報は、体験中はもとより体験後においても、決してこれらを他に漏らしてはなりません。
- 健康診断、感染症等に係る検査について**
施設・事業所の要望により、健康診断、感染症等に係る検査の実施等を必要とする場合があります。
(ただし、体験者の費用負担はありません。)
- 新型コロナウイルス感染症の対応について**
体験者には、事前に「新型コロナウイルス感染防止チェックリスト」の記入提出をお願いしています。





1 申し込み

- 「福祉の職場体験申込書」(別紙(様式1))に必要事項を記入し、郵送・FAX等で千葉県福祉人材センターに提出してください。(体験希望日程3週間前まで)
- 担当者よりメールまたは電話にて申し込み確認のご連絡をいたします。



2 日程調整

- 申込書の内容を基に、希望施設の受け入れ可否、日程等を調整いたします。
- 受け入れ決定の時点で、千葉県福祉人材センターより申込者へ決定通知をお送りいたします。



3 体験の実施

- 受け入れ施設にて体験をしていただきます。



4 フォローアップ

- 体験終了後、所定の「職場体験終了報告書」を提出していただきます。
- 希望がある場合は、福祉職場についての求人情報の提供や就業支援等のフォローアップを行います。



お問い合わせ
申込書送付先

社会福祉
法人 千葉県社会福祉協議会
千葉県福祉人材センター

〒260-8508
千葉県千葉市中央区千葉港 4-5 千葉県社会福祉センター 1F
TEL043-306-2593 FAX043-306-1281
HP <https://chibakenshakyō.net/>

インターネットからもお申し込みができます。

福祉の職場体験から 就職までの流れ



しごとの探し方

- 福祉のお仕事サイトにアクセスして、実際にどんな仕事があるのか探してみよう。インターネット上で簡単に福祉の仕事を探することができます。
- スマートフォンやモバイル(携帯電話)でも、簡単に福祉の仕事を探することができます。

福祉のお仕事



どんな職場があるの(例)

1. 高齢者分野の社会福祉施設

| 施設の種類 | 施設の内容 |
|----------------------|---|
| 特別養護老人ホーム | 要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活上必要な援助、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行う。 |
| 養護老人ホーム | 65歳以上で身体上、精神上または環境上の理由および経済的理由により、家庭での生活が困難な人が入所する。 |
| 老人デイサービスセンター(デイサービス) | 居宅で生活している要介護者・要支援者に、入浴・食事の提供、日常生活上必要な援助、機能訓練を行う通所施設。 |
| 老人保健施設 | 要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護および機能回復訓練、その他必要な医療ならびに日常生活上必要な援助を行う。 |

2. 児童分野の社会福祉施設

| 施設の種類 | 施設の内容 |
|------------|---|
| 乳児院 | 家庭での養育ができない乳児(保健上その他の理由により特に必要のある場合には、おおむね就学前の幼児を含む。)を預かって、養育する。 |
| 児童養護施設 | 環境上養護を要する児童が入所する施設。児童を養護するとともに、その自立を支援する。 |
| 児童発達支援 | 施地域の障害児・その家族等を対象とし、日常生活における基本的動作や知識技能の指導、集団生活への適応訓練等を行う。 |
| 放課後等デイサービス | 小・中・高校等に通学する障害児を対象とし、児童発達支援センター等で、放課後や休暇中の生活能力向上の訓練等を、学校教育と連携し継続的に行う。 |

3. 障害児・者分野の社会福祉施設

| 施設の種類 | 施設の内容 |
|-------------------|--|
| 短期入所(ショートステイ) | 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。 |
| 療養介護 | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。 |
| 生活介護 | 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する。 |
| 就労移行支援 | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。 |
| 就労継続支援(A型=雇用型、B型) | 一般企業等での就労が困難な人に、働く機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。 |
| 共同生活援助(グループホーム) | 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。 |
| 地域活動支援センター | 創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。 |

福祉の職場体験申込書



記入日：令和 年 月 日

※空欄を全てご記入ください。

| ◆基本項目記入欄 | | | | |
|---------------|---|--------|----------|-------------|
| フリガナ | | 性別 | 年齢 | 該当に○印 |
| お名前 | | 男・女 | 歳 | 在学中・就業中・求職中 |
| フリガナ | | | | 最寄駅 |
| 現住所 | 〒 — | | | 線 駅 |
| ご連絡先 | 連絡可能な電話番号 | — — | その他の電話番号 | — — |
| | 日中連絡のつく時間帯 | | | |
| | ※担当者から直接日程調整等の連絡をメールまたは電話にていたします。 ※連絡が見つからない場合は調整を中止させていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。 | | | |
| メールアドレス | | @ | | |
| 福祉分野・保有資格等の有無 | 有・無 | 有の場合 → | 資格名 | |
| | | | | |
| 福祉関係の勤務経験 | 有・無 | 有の場合 → | 経験年数(通算) | |
| | | | 年 ヶ月 | |

| ◆希望内容記入欄 | | | | |
|----------------------|--|------|--------------------------------|-----------------------------|
| 1. ご都合の悪い日等をお書きください。 | ご都合の悪い日、または曜日 等 (令和5年5月1日～令和6年2月29日の期間) | | | |
| | ※体験希望は、受入施設・事業所の都合等でご希望に添えない場合があります。(特に土、日、祝日) | | | |
| 2. 希望分野と施設種別 | 分野 | 施設種別 | 分野 | 施設種別 |
| | 第1希望 | | 1. 高齢者 | (特別養護老人ホーム、通所介護、介護老人保健施設 等) |
| | 第2希望 | | 2. 障害者 | (生活介護、就労支援、地域活動支援センター 等) |
| | 第3希望 | | 3. 児童 | (児童養護施設、母子生活支援施設 等) |
| | | | 4. その他 | |
| 3. 希望地域 (該当に○複数可) | 1. 千葉地域 千葉市・市原市・習志野市・八千代市 | | 2. 君津地域 袖ヶ浦市・木更津市・君津市・富津市 | |
| | 5. 海匝地域 銚子市・旭市・匝瑳市 | | 6. 山武地域 山武市・東金市・九十九里町・横芝町 他 | |
| | 9. 安房地域 鴨川市・南房総市・館山市・鋸南町 | | 7. 印旛地域 白井市・佐倉市・四街道市・成田市 他 | |
| | | | 8. 長生地域 茂原市・白子町・長柄町・長南町 他 | |
| | | | 10. 夷隅地域 いすみ市・勝浦市・大多喜町・御宿町 | |
| 4. ご意見・ご要望 | (例①：車の運転に自信がないため、公共交通機関で1時間半以内で通える範囲を希望) | | | |
| | (例②：〇〇市 特別養護老人ホーム〇〇〇苑 等希望する施設名を記入することも可能) | | | |
| <p>配慮してほしい点など</p> | | | | |

千葉県福祉人材センター

FAX : 043-306-1281

※記載された個人情報、本事業の運営上以外の目的で利用することはありません。

また、承諾なしに第三者へ提供・開示することはありません。